### 都 伳

### 建築物を検査 防災週間で

災・維持保全制度の周知のため、 を適正に行うことで、思わぬ事 をもう一度考えてみましょう。 が実施されます。 建物の安全性 で、全国一斉に建築物防災週間 八月三十日 から九月五日 ま 日ごろから建築物の維持保全

長持ちさせたりできます。 所有 故を防いだり、建築物の寿命を 者や管理者は建築物をいつも適

建築物の防災知識の普及や防



## 来年度から

市県民税が改正

市県民税の法改正がありまし

サポート・センター 要、児童の心理と身体の発達 対象=心身ともに健康な人、 午前9時~午後4時(15日は 日時=9月4日 ・15日、 月9日(までにファミリー・ 事と遊びなど(申し込み=9 けがや病気の予防と対処、食 先着三十人 内容=制度の概 センター(総合教育プラザ内) 正午まで) 会場= 勤労女性 230

講習を受け安心して会員に

ください。 法な状態に維持するよう努めて

協力をお願いします。 用する建築物は、建築指導課職 ち入り検査) を実施します。ご 員と消防署員などで防災査察(立 また、店舗など多数の人が利

来年度からの主な改正点は

児のお手伝いをしてみません います。 あなたも、地域で育

まかせて会員

で

育児の手伝いを ファミリー・サポート・セ

ンターでは、「まかせて会員」 になるための講習会などを行

# 自把E見直

## 次のとおりです。

## 老年者控除の廃止

額一千万円以下の人に係る老年 れます。 者控除 (四十八万円) が廃止さ 六十五歳以上で、合計所得金

## 定率減税の縮小

課税標準の特例措置が設けられ

住宅用地の率

1.0

0.5

0.75

1.0

0.5

1.0

市計画税の負担を軽減するため、

ています。

限二万円) に縮小されます。 市県民税所得割額の定率減税 現行の半分(七・五%、 上

# 65歳以上の非課税措置の廃止

利用状況が変わったときは、「住

ま

家屋別住宅用地の率

居住部分の割合

全部

4分の1以上2分の1未満

2分の1以上4分の3未満

4分の1以上2分の1未満

4分の3以上

2分の1以上

住宅の改造などで住宅用地の

は三分の二に軽減されます。 五歳に達していた人の税額は、 れます。ただし、経過措置とし 所得金額が百二十五万円以下の て、平成十七年一月一日に六十 十八年度は三分の一、十九年度 人に対する非課税措置が廃止さ 六十五歳以上で、前年の合計

収入三百三十万円未満の控除額 以上の控除額が六十五歳未満の が百二十万円に、三百三十万円 人と同額に縮小されます。 六十五歳以上の人の公的年金 65歳以上の公的年金控除縮小

9 ...問い合わせは市民税課 6203

8

軽減特例の措置も 住宅用地には

住宅用地は、 固定資産税や都 9007~

### 二酸化炭素取り組もう の削減に





本市は、二酸化炭素削減 のため「CO2ダイエット 宣言」に取り組んでいます。

本紙7月15日号と一緒に 各家庭へ配布した「200 5 夏前橋市 C O 2 ダイエッ ト宣言フォーム」をまだ自 治会を通じて提出していな い人は、市役所環境課へ提 出してください。

...問い合わせは同課 0-6292^.

## 住宅用地の範囲

る人は、提出の必要はありませ 年新増築をして家屋評価を受け

屋 家

地上 5 階 以上の耐

火建築物

上記以外

の建築物

専用住宅

併用住宅

合も申告が必要です。なお、 た、住宅用地以外に変更した場 産税課へ提出してください。 宅用地異動申告書」を市役所資

今

度です。 めたもので、 下表の住宅用地の率を掛けて求 地の面積は、家屋の敷地面積に 特例措置の対象となる住宅用 床面積の十倍が限

### 住宅用地の種類

の住宅用地。 下の住宅用地。固定資産税の課 小規模住宅用地 = 二百平方 は三分の一が限度額のその他の 税標準額は価格の六分の一が限 住宅用地 = 小規模住宅用地以外 都市計画税の課税標準額 課税標準額は価格 以

> 平方分が小規模住宅用地で、 戸建て住宅の敷地)では、二百 用地となります 残りの百平方 がその他の住宅 度額。三百平方の住宅用地(一 税の課税標準額は三分の二が限 の三分の一が限度額。都市計画

## 8月の納税

90 6221

...問い合わせは資産税課

8

険税第二期=8月31日 市県民税第二期、国民健康保 まで